

平成28年2月臨時教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年2月25日(水)
- 2 場 所 南別館3階教育委員室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後1時55分
- 5 出席者 小西委員、中原委員、赤松委員、島津委員、黒木教育長
その他の出席者 児玉教育部長、杉元教育総務課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課
総括主幹

- 6 会議録署名委員 島津委員、赤松委員

7 開会

○教育総務課長

皆さん、こんにちは。

小西委員の委員長としての任期が2月24日まででしたので、本日は、教育委員長不在の状況です。そのため、本日は、事務局のほうで途中まで、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、小西宏子委員が、12月定例市議会において、議会の同意を得まして、本日、教育委員として、再任されました。

本日は、議案75号で「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について」を提案します

「都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則」第19条では、委員長、委員長職務代理者ともに欠けたときは、最年長者が、委員長の職務を代行する。と規定されておりますので、小西委員に委員長の職務代行者として、審議の進行をお願いします。

8 会議録の署名委員の指名

○委員長職務代行者

ただいまより、平成28年2月臨時教育委員会を開催します。

本日の会議録の署名委員に都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員・赤松委員をお願いします。

9 議事

○委員長職務代行者

それでは、議案第75号「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第75号「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について」、ご説明いたします。

次のページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第2項では、委員長の任期は1年とされており、同条の第1項では、「委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と規定されておりますので、今回御提案するものです。

また、同じく第4項では、「あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されていますので、併せて、委員長職務代理者の指定をお願いするものです。

○委員長職務代行者

ただいま説明がありましたが、委員長の選挙については、選挙、または、指名推薦の方法がありますが、どちらで行いましょうか。

○島津委員

指名推薦でよろしいのではないのでしょうか。

○委員長職務代行者

それでは、指名推薦で行うことにいたします。ご提案がありましたらお願いします。

○赤松委員

前年に引き続き、小西委員に委員長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○小西委員

私、教育委員長をお受けいたします。次に、委員長職務代理者の指定についてですが、職務代理者はいかがいたしましょうか。

選挙、または、指名推薦の方法がありますが、ご提案をお願いします。

○島津委員

こちら、指名推薦でどうでしょうか。

○小西委員

それでは、指名推薦で行います。指名をいただきたいと思います。

○島津委員

よろしいでしょうか。こちら、前年に引き続き、赤松委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○小西委員

それでは、赤松委員をお願いします。議案第75号を決定させていただきます。

○教育総務課長

それでは、改めて、教育委員長と委員長職務代理者が決定しましたところで、お二人にあいさつをいただきたいと思います。

※小西委員長あいさつ

※赤松職務代理者あいさつ

10 その他

3月定例教育委員会日程について

日時 平成28年3月4日(金)午後3時30分から

会場 南別館4階第1会議室

以上で、2月臨時教育委員会を終了します。